

※この法令は廃止されています。
平成十二年通商産業省・運輸省・建設省・自治省

令第一号

介護保険法施行令第三十七条第一項第三十
四号に掲げる規定として総務大臣、経済產
業大臣及び国土交通大臣が定めるものを定
める省令

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二
号）第三十七条第一項第三十四号の規定に基づ
き、介護保険法施行令第三十七条第一項第三十四
号に掲げる規定として通商産業大臣、運輸大臣、
建設大臣及び自治大臣が定めるものを定める省令
を次のように定める。

介護保険法施行令第三十七条第一項第三十四
号に掲げる規定として総務大臣、経済産業大臣
及び国土交通大臣が定めるものは、次のとおり
とする。

- 一 石油パイプライン事業の事業用施設の技術上
の基準を定める省令（昭和四十七年通商産業
省・運輸省・建設省・自治省令第二号）の規定
- 二 前号に掲げるもののほか、総務大臣、経済產
業大臣及び国土交通大臣が発する総務省・經濟
産業省・国土交通省令以外の命令であつ
て総務大臣、經濟産業大臣及び国土交通大臣が
定めるもの

附 則

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行す
る。

- 2 老人保健法施行令別表第二第三十二号に掲げ
る規定として通商産業大臣、運輸大臣、建設大
臣及び自治大臣が定めるものを定める省令（昭
和六十三年通商産業省・運輸省・建設省・自治
省令第一号）は、廃止する。
- 附 則（平成一二年九月一四日通商産業
省・運輸省・建設省・自治省令第二号）**
- この省令は、内閣法の一部を改正する法律
(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平
成十三年一月六日)から施行する。